平成２３年（フ）第１２６７号
札幌市豊平区平岸４条７丁目３番４―203号
破産者　森本　浩二
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９号
福島県須賀川市長沼字信濃町３番地
破産者　矢部　　悟
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
福島県郡山市咲田２丁目19番16号　クレッセント咲田201号
破産者　庄司　輝恵
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１４９１号
愛知県海部郡大治町大字砂子字千手堂650アメニティ大治三番館505号室、開始決定時の住所愛知県春日井市東野新町２丁目６番地14
破産者　日置　英治
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５２１号
名古屋市北区大曽根１丁目14番22号
破産者　浅井　　學
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１５９号
愛知県春日井市朝宮町２丁目19番地４　ソレイユ朝宮６－Ｆ、外国人登録原票記載の住所愛知県清須市春日中沼32番地
破産者　岩本宣こと　李　　寧宣
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１６０号
愛知県春日井市朝宮町２丁目19番地４　ソレイユ朝宮６－Ｆ
破産者　岩本恵こと　金　　琴姫
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０５号
名古屋市昭和区八事富士見1611番地　サンハイツ八事ふじみＤ棟706号
破産者　伊藤　　昭
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５８号
愛知県小牧市大字舟津１番地７　スペクトル舟津壱番館601号
破産者　篭橋　泰憲
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６０８号
愛知県あま市本郷花ノ木97番地　ハマハイツ第６＿Ａ棟102号
破産者　楊枝　恒雄
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９０７号
名古屋市緑区桶狭間森前2861番地
破産者　梶野　一成
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０１１号
名古屋市緑区漆山1604番地
破産者　金子　芳和
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７１４号
堺市東区高松476番地
破産者　阪井敷物加工所こと　阪井　二郎
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８４５号
大阪府高石市千代田６丁目７番17号
破産者　横瀬　　覺
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４８０号
堺市南区若松台１丁４番７―310号
破産者　玉木　順治
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２９５号
神戸市兵庫区梅元町６番４号ファミーユ梅元302、従前の住所兵庫県伊丹市端原３丁目４番地
破産者　髙田建設こと　髙田恵吉郎
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８６号
神戸市兵庫区塚本通７丁目１番19―502号、従前の住所兵庫県明石市魚住町西岡2212番地の25
破産者　惣木　　潔
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５８号
神戸市灘区友田町４丁目２番17号
破産者　アスカカーゴこと　坂本多加史
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１１号
神戸市西区玉津町田中588株式会社エムグラントフードサービスけん神戸玉津店、住民票の住所神戸市須磨区白川字平丁400番地の３
破産者　田中　　勝（旧姓大石）
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部